

日介支専協第 6-0003 号

令和 6 年 4 月 4 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」の改正について
(ご連絡)

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が本年 4 月 1 日より施行されることに伴い、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が改正されたとの情報提供がありましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当:佐藤里美
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp